

平成22年11月25日 開会
平成22年11月25日 閉会
(臨時第9回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第149号

平成22年第9回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成22年11月22日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成22年11月25日 午前9時30分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
 - 1) 議案第145号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 2) 議案第146号 大山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - 3) 議案第147号 特定職員の給与の支給に関する条例の制定について
 - 4) 発議案第6号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美 智 恵	岩 井 美 保 子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	鹿 島 功
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 午前 9 時 3 0 分 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 145 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 146 号 大山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 147 号 特定職員の給与の支給に関する条例の制定について

日程第 6 発議案第 6 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (1 8 名)

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	1 0 番 岩 井 美 保 子
1 1 番 諸 遊 壤 司	1 2 番 足 立 敏 雄
1 3 番 小 原 力 三	1 4 番 岡 田 聰
1 5 番 椎 木 学	1 6 番 鹿 島 功
1 7 番 西 山 富 三 郎	1 8 番 野 口 俊 明

欠席議員 (なし)

る条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

国におきましては、平成22年8月10日付けの人事院の勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、あるいは期末手当及び勤勉手当などの改定を実施をいたします。それに伴い国においては、特別職の国家公務員についても給与等の改正を行うため、本町におきましても常勤の特別職の期末手当の支給率を改正するものでございます。

改正の内容は、第1条で本年12月に支給するものにつきまして、100分の165を100分の150に改正をいたします。この改正により本年の支給月数は、3.1月が2.95月となり0.15月の引き下げとなります。

また、第2条におきましては平成23年6月に支給するものにつきまして100分の145を100分の140に、12月に支給するものにつきまして100分の150を100分の155に改正するものでございます。

施行日は、第1条が平成22年12月1日、第2条が平成23年4月1日といたしているところでございます。以上で、議案第145号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第145号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第145号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第146号

○議長（野口俊明君） 日程第4、議案第146号 大山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいまご上程いただきました議案第146号 大山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます

先に議案第145号におきまして、説明申し上げましたけれども、国におきましては、人事院の勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、期末手当及び勤勉手当などの改定を実施をいたします。

本町におきましても、人事院勧告及び国の状況を尊重し職員の給与等の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、第1条では、本年12月の期末、勤勉手当の改正を行います。期末手当につきましては、一般の職員の12月支給率を100分の150から100分の135に、再任用職員の支給率を100分の85を100分の80に改正するものでございます。

また勤勉手当につきましては、100分の70を100分の65に、再任用職員の支給率を100分の35を100分の30に改正するものでございます。

これにより一般の職員の期末・勤勉手当は年間4.15月が3.95月となります。また第2条では、給与の改定を行います。若年層及び医師は据え置きとなりますが、40歳台以上の中高年層については平均0.1%の引き下げを行います。このため行政職給料表及び医療職給料表(二)を改正いたすところでございます。

第3条につきましては、来年6月期の期末手当の支給率を一般の職員におきましては、100分の125を100分の122.5に、そして12月につきましては、100分の135を100分の137.5に、勤勉手当につきましては、100分の65を100分の67.5に、再任用職員の支給率を100分の30を100分の32.5に改正するものでございます。

また第4条では、平成18年に実施いたしました給与の構造改革により現給補償を受けている職員の給与について、今回実施する給料表の改定に伴い現給補償額を引き下げるための改正でございます。

施行日につきましては、平成22年12月1日といたしておりますが、第2条及び第4条は平成23年1月1日に、第3条の規定は平成23年4月1日といたしておるところでございます。以上で、議案第146号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） えーと、人事院勧告にだいたい準じて期末手当、勤勉手当を引き下げることですが、ここ町の職員の給与っていうのは、ずっと引き下げられてきているところですけども、それによって、やっぱりまた民間も下がっていくということにもなっていると思うんです。景気の低迷というのが大きな背景にあるわけですけども。民間もよくなるからやっぱり公務員も下げなくちゃというのが、まあ概

略の考え方として出てきてるんでないかなと思うんですけども、ここ大山町においてもまああるいはこの周辺においてもですね、国・地域経済が疲弊してきているわけですけども、そこら辺り賃金がどんどん下がって行って懐が温まらない。だから消費もしないということは、懐がやっぱり冷え込む一方だから、どうしてもこの内需の拡大っていうことはよくいいますけども、それができないですね、内需の拡大ができないわけですよ。そういう大きな目で見えていくと、この本当にただ単に、人勧にしたがって下げるといっただけでいいのかどうなのか、わたしは非常に疑問があるんですよ。その地域経済を冷え込ませる結果になるような、こういう賃金の引き下げっていうのはどうなのか、その辺のところをね、このたびのこの引き下げについて、考慮されたのかあるいは議論をされたのか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 経過につきまして詳細にという話でございます。担当課のほうから述べさせていただきたいと思います。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） ただいまの質問にお答えをいたします。われわれ地方公務員の給料は、人事院勧告を尊重し改定していることが旧来からのやり方だと思っております。今の質問の中に、いわゆる景気の低迷に対応するためにやはり給料を引き上げるということもまあ一つの方法ではないかということの意味だとは思いますが、あくまでも、上がるときも下がることも人事院勧告を尊重していくべきだというふうに考えております。以上でございますけども。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） わたしの質問はさっきのような地域の経済を冷え込ますことになるんじゃないかなという危惧、そういうものについての考慮がなされなかったかどうかということですが、それなされなかったということなんですか、ただ人勧に従うというだけで、そのことを聞いているんですけども、どうでしょう。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 大森議員さんのほうの質問にお答えさせていただきます。おっしゃる思いも理解できると思いますが、人事院勧告のこの数値につきましても、国の今の世情の状況、経済の状況、あるいは民間との状況、そういうことを踏まえながらの中で出てきたものであると考えております。この鳥取県におきましても、地域におきましても、非常に民間の方々の厳しい状況もご承知のとおりだと思います。

そういった状況を踏まえて職員の給与ということについても、この人事院の勧告に添ってこのたび提案をさせていただいておるといところでございます。思いのところは理解できるところもございますけども、やはりこういった地域の皆さん方の厳しい状況ということも踏まえた中での検討する中で、このような提案をさせていただいておるといところであります。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第146号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第147号

○議長（野口俊明君） 日程第5、議案第147号 特定職員の給与の支給に関する条例の制定についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 議案第147号 特定職員の給与の支給に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本年度の人事院の勧告におきましては、月例給の引下げに当たりましては、50歳台では公務の給与水準が民間を上回っており、特に50歳台後半層の官民の給与差が拡大している傾向にあることを踏まえて、当面の措置といたしまして、本年の民間給与との較差を解消するための措置を通じて、50歳台後半層の給与水準の是正を図ることとされました。具体的には、50歳台後半層の一定の職員の給料について一定率を乗じた額を減ずる方策を講ずることとなりました。

本町においてもこれに対応するため条例を制定するものです。条例の内容といたしましては、行政職給料表の対象となる職員で55歳以上で6級の職員の給料を100分の1.5減額するものでございます。

施行日を、平成23年1月1日といたしております。以上で、議案第147号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第147号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第147号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第6号

○議長（野口俊明君） 日程第6、発議案第6号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長 足立敏雄君。

○議会運営委員長（足立敏雄君） 発議案第6号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めたいので、地方自治法第109条の2第5項及び大山町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。平成22年11月25日提出、提出者 大山町議会運営委員会委員長 足立敏雄です。

それでは提案理由の説明をさせていただきます。本町においては、国家公務員に準じ、職員の賃金体系や勤務条件等を決定してきた経緯を踏まえ、このたび平成22年人事院勧告に基づき、常勤特別職や職員の期末・勤勉手当に係る条例の一部が改正されることに合わせて、議員の期末手当についても、現下の厳しい経済情勢を鑑み、既定の条例の一部改正を行うものであります。

第1条では、平成22年12月期に限り、支給されます期末手当の支給率を、現行1.65月から0.15月削減し1.5月に減額するもので、条例改正後の議員の期末手当は、6月期が1.45月、12月期が1.5月の合計2.95月となります。

第2条では、平成23年4月1日以降に支給される議員の期末手当は、改正前のとおりとし、12月期に支給されます期末手当の支給率を、1.5月から1.65月に復元するものであります。

なお、条例の施行日は、第1条については、平成22年12月1日に、第2条については、平成23年4月1日としています。以上で発議案第6号の提案理由の説明を終わ

ります。

○議長（野口俊明君） これから、発議案第6号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成22年第9回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互例を行います。一同起立。礼。

午前9時55分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 竹口 大紀

署名議員 米本 隆記